# 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則 （平成二十一年農林水産省・環境省令第二号）

#### 第一条（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与に準ずるもの）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の農林水産省令・環境省令で定める授与は、特定の者に対する授与であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

###### 一

当該授与に係る愛玩動物用飼料が販売の用に供されるものであること。

###### 二

当該授与に係る愛玩動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること。

#### 第二条（製造業者等の届出）

法第九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出は、様式第一による届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならない。

#### 第三条（届出義務の適用除外）

法第九条第一項の農林水産省令・環境省令で定める者は、販売（法第六条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とする。

#### 第四条（製造業者等の届出事項）

法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

###### 一

製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類

###### 二

当該愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日

###### 三

輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨

#### 第五条（製造業者等の帳簿の記載事項等）

法第十条第一項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

###### 一

愛玩動物用飼料の製造年月日又は輸入年月日

###### 二

製造業者にあっては、次に掲げる事項

###### 三

輸入業者にあっては、次に掲げる事項

##### ２

法第十条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

###### 一

愛玩動物用飼料の譲渡しの年月日

###### 二

譲り渡した愛玩動物用飼料の荷姿

##### ３

法第十条に規定する帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して二年間保存しなければならない。

#### 第六条（身分を示す証明書の様式）

法第十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第二による。

# 附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月一日農林水産省・環境省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年七月一日農林水産省・環境省令第六号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。